

# 東日本大震災に係る 「特別財政援助法」及び関連法令等 の公布について

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

## ポイント

- 今般、東日本大震災における特別措置について、法律、政省令及び告示( )が公布されましたので、ご案内いたします。
- 「保険料の免除の特例」、「標準報酬月額改定の特例」について規定されたものであり、阪神・淡路大震災時と同様の内容が盛り込まれております。
- なお関連する事務処理通知につきましては、現在行政にて発出の準備中である、とのことです。
- 施行日  
 「保険料の免除の特例」および「標準給与月額改定の特例について」：平成23年3月1日  
 上記以外：平成23年5月2日

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」  
 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」  
 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」  
 告示「厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件」

☞ 詳細は次頁ご参照

## 「保険料の免除の特例」について

厚年基金の掛金：免除保険料相当額を免除することができる

給付：免除期間は給付に反映される

費用(財源負担)：未定(詳細が判りましたら別途ご案内します)

対象：以下に該当する事業主

平成23年3月11日において特定被災区域に所在していたこと

震災による被害により、報酬の支払に著しい支障が生じていること

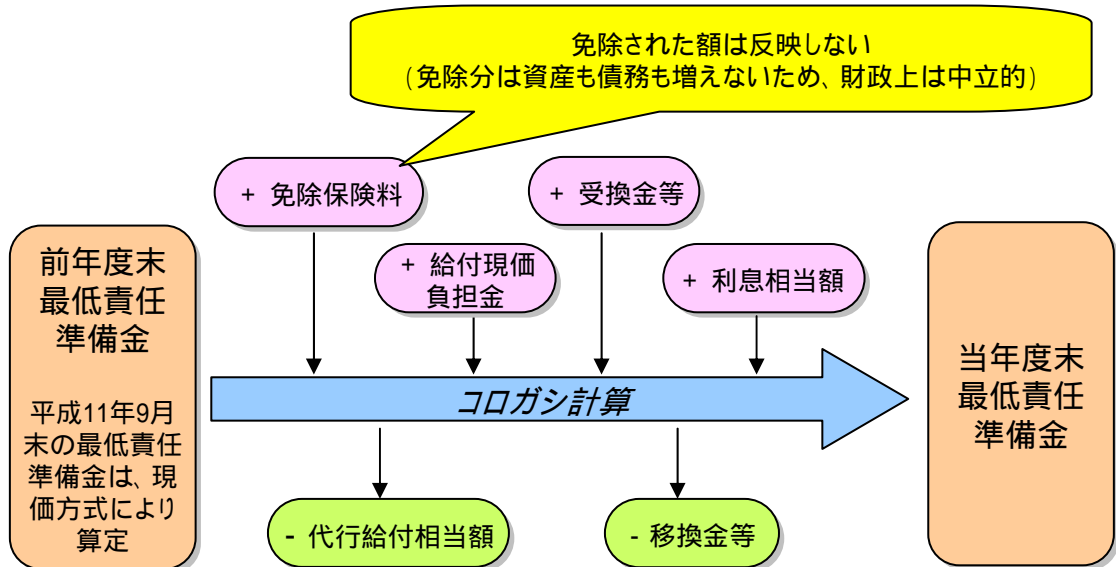
手続：上記事業主からの申出による

期間：震災時(平成23年3月)から平成24年2月まで

規約変更：変更要だが、理事長専決で可となる予定です(別途、通知にて詳細が示される予定です)

最低責任準備金の算出について：コロガシ計算(下図「最低責任準備金の算出方法」をご参照ください)においても免除された免除保険料を加算しない

### 最低責任準備金の算出方法



## 「標準報酬月額の変動の特例」について

- 被災区域における事業所の厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動が生じた月からの改定ができる

以上